

岩手県監査委員告示第32号

包括外部監査人の監査の結果に関する報告の提出の公表（平成22年岩手県監査委員告示第18号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年5月13日

岩手県監査委員 千葉 康一郎  
岩手県監査委員 樋下 正信  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 外部監査の種類

平成21年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

一般会計の債権（県税を含む）および公営企業会計（医療局）の債権の管理について

3 監査委員告示

平成22年3月16日付け岩手県監査委員告示第18号

4 岩手県医療局長からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査結果に対する措置について 平成23年4月6日

5 措置結果の内容

指摘事項	措置内容
<p>1 督促状の発行について</p> <p>「医事業務基準」第10章第3節未収金の管理では、「督促状は、納期限の延長等の特約を実施していない限り、未収金調定月の翌々月に納入されない未収金について必ず発行しなければならない」とされている。現状各病院で実施している督促状の送付は、納期限の特約を実施しているもの、現在相談中や入金予定日が近いもの等以外に対して行われており、医事業務基準に沿っていないと考えられる。しかし、それら全ての滞納者に対して督促状を送付するのは現実的な対応とは言えない。よって、支払いが分割払い等により長期にわたると想定される対象者について、状況に応じて督促状を送付すべきである。</p>	<p>1 督促状の発行について</p> <p>履行延期の特約をしていない債務で、支払確約（支払相談等により支払方法や納入予定日が債務者等と確約できたもの）をした未収金については、予定納期限まで督促状を発行しないことができることとし、平成23年4月1日付けで医事業務基準の該当条項の改正を行った。</p>
<p>2 履行延期申請書の不備について</p> <p>「医事業務基準」第10章第3節9「履行延期の特約」（1）では、債務者が無資力またはこれに近い状態にあるとき等には、未収金の納入を延期する特約をし、または当該未収金を分割して納入させることができる旨が規定されている。この場合、債務者に履行延期申請書を提出させ、その内容を審査し、適当であると認めた場合に上述の特約を行うこととなる。</p> <p>しかし、往査した病院において、履行延期がなされた未収金に係る履行延期申請書の綴りを閲覧したところ「履行</p>	<p>2 履行延期申請書の不備について</p> <p>履行延期申請書の提出があった場合には、分割納入計画等の履行延期の特約に必要な記載内容の記入を確認した上で適正に受理するよう通知し、周知の徹底をした。</p> <p>また、全病院を対象とした医事業務指導において、履行延期申請書を精査し、申請書の記載状況の確認を行うとともに審査のための基準の遵守について指導を行った。</p>

を延長しなければならない理由」が未記載となっている申請書が発見された。同基準においては、債務者の状態等を審査し、その状況について適当である場合について、履行延期の特約を結ぶことができるとされている。したがって、「理由」が記載されていない申請書ではその審査を行うことはできないものと考えられるため、当該申請書に係る未収金について履行延期の特約を締結したことは「医事業務基準」に則しているとはいえない。

適切な審査の観点だけでなく、債務者の状況を適切に把握し、その返済計画により継続的に管理するためにも申請書の内容は重要であるため、履行延期申請書の不備を看過せず基準を遵守することが必要である。